



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成29年 9月26日火曜日 第2912号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 668

### 告 示

- 医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 669
- 指定医療機関の変更..... ( " ) ... 669
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... ( " ) ... 669
- 介護機関（介護予防事業者）の指定..... ( " ) ... 669
- 知事指定薬物の指定の失効..... (薬務衛生課) ... 670
- 農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 670
- 道路の区域変更（県道新居浜東港線）..... (東予地方局管理課) ... 670
- 道路の供用開始（県道新居浜東港線）..... ( " ) ... 670
- 道路の区域変更（県道落合久万線）..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 670
- 道路の供用開始（ " ）..... ( " ) ... 671
- 道路の区域変更（一般国道 378 号）..... (南予地方局西予土木事務所) ... 671
- 道路の供用開始（ " ）..... ( " ) ... 671

### 公 告

土砂災害情報相互通報システム構築業務..... (砂防課) ... 671

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 規 則

#### ○愛媛県規則第33号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表					別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表				
検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額
1～21 省略					1～21 省略				
22 遺伝子学的検査	遺伝子増幅検査	省略			22 遺伝子学的検査	遺伝子増幅検査	省略		
	薬剤耐性遺伝子検査		同	9,970円					
23～26 省略					23～26 省略				

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1051号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成29年9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
丹 皮 ふ 科	今治市末広町三丁目4番地10	平成29年9月1日
松 の 実 薬 局	四国中央市土居町土居856番地	平成29年9月1日
山 下 ク リ ニ ッ ク	宇和島市桜町1番38号	平成29年9月1日

○愛媛県告示第1052号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成29年9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) あさひ調剤薬局ひがし店	東温市田窪字海稲1495番3	平成29年9月1日
(変更前) 旭調剤薬局東店		

○愛媛県告示第1053号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成29年9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 宮下整形外科・内科	新居浜市松神子3-1-26	医療法人宮下整形外科・内科	新居浜市松神子3-1-26	平成29年7月1日
株式会社ケイズ	新居浜市北内町一丁目2番12号	訪問介護 あすなる北内	新居浜市北内町一丁目2番26号	平成29年7月1日
医療法人鈴木外科	宇和島市吉田町北小路甲96番地2	鈴木外科	宇和島市吉田町北小路甲96番地2	平成29年8月1日
有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西二丁目6番21号	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西二丁目6番21号	平成29年9月1日

○愛媛県告示第1054号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成29年9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 宮下整形外科・内科	新居浜市松神子3-1-26	医療法人宮下整形外科・内科	新居浜市松神子3-1-26	平成29年7月1日
株式会社ケイズ	新居浜市北内町一丁目2番12号	訪問介護 あすなる北内	新居浜市北内町一丁目2番26号	平成29年7月1日
医療法人鈴木外科	宇和島市吉田町北小路甲96番地2	鈴木外科	宇和島市吉田町北小路甲96番地2	平成29年8月1日
有限会社別当	宇和島市別当五丁目3番2号	グループホームコスモス	宇和島市三間町黒川385-1	平成29年9月1日
有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西二丁目6番21号	有限会社ケアサービスみどり	今治市八町西二丁目6番21号	平成29年9月1日

○愛媛県告示第1055号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成29年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1 - ( 5 - フルオロベンチル ) - N - フェニル - 1 H - イン  
ドール - 3 - カルボキサミド（通称名LTI 701）及びその塩類
- (2) 2 - ( 2 - フルオロフェニル ) - 2 - ( メチルアミノ ) シク  
ロヘキサン - 1 - オン（通称名2 Fluorodeschloroketamine、  
2 FDCK）及びその塩類
- (3) 3 - エチル - 2 - ( 3 - フルオロフェニル ) モルフォリン  
（通称名3 F Phenetrazine、3 FPE）及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成29年 9月 8日

○愛媛県告示第1056号

平成29年 8月15日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成29年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
西宇和農業協同組合	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	愛媛県八幡浜市穴井2番耕地463番ほか6筆	6,592

2 認可年月日

平成29年 9月19日

○愛媛県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲941番7から 同町甲1012番20まで	旧	メートル 35.4～46.3	キロメートル 0.065	
			新	11.0～46.3	0.145	

○愛媛県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲983番1から 同町甲1012番20まで	平成29年 9月26日

○愛媛県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町下畑野川乙881番地先	旧	メートル 6.5～13.2	キロメートル 0.067	
		上浮穴郡久万高原町下畑野川乙881番2	新	9.4～21.1	0.067	

○愛媛県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成29年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町下畑野川乙881番2	平成29年 9月26日

○愛媛県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成29年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1742番1地先から 同町宮野浦甲1674番1地先まで	旧	メートル 8.1～20.5	キロメートル 0.040	
			新	8.1～9.4	0.040	

○愛媛県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成29年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1742番1地先から 同町宮野浦甲1674番1地先まで	平成29年 9月26日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
 平成29年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
砂情第1号の1  
土砂災害情報相互通報システム構築業務
- (2) 業務名及び数量

- 土砂災害情報相互通報システム構築業務 一式
- (3) 業務の内容等  
仕様書による。
- (4) 履行期間  
契約締結日の翌日から平成30年 3月23日
- (5) 業務の履行場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法  
ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 河川及び砂防分野の通信工（情報提供設備、情報処理設備）の実績があること。なお、当該実績にかかる業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請負させたものは、実績としては認めない。
- (3) 本業務で「管理技術者」として配置する予定の技術者が、河川及び砂防分野の通信工（情報提供設備、情報処理設備）の従事経験があることを証明したものであること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県土木部河川港湾局砂防課  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2700

- (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成29年11月6日（月）から同月8日（水）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成29年11月6日（月）から同月8日（水）までの受付期間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成29年11月8日（水）午後5時までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成29年11月9日（木）午前10時  
愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### ア 入札参加申請書の受領期限

- (ア) 電子入札による場合は、平成29年9月26日（火）から10月20日（金）までの電子入札システム稼働期間中に提出すること。

- (イ) 紙入札による場合は、平成29年9月26日（火）から10月20日（金）までの受付期間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送により提出すること。

### イ 郵送等による入札参加申請書の取扱い

郵送等により入札参加申請書を提出する場合は、平成29年10月20日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Construction of the Ehime Sediment related disaster information system , 1 set

- (2) Time limit of tender: 5:00 p.m . , 8 November 2017

- (3) For further information , please contact: Erosion and Sediment Control Division , River and Harbor Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2700